

埼玉県営水道長期ビジョン有識者委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県営水道が実施する埼玉県営水道長期ビジョンの見直しに関し、幅広く専門的な見地からの意見を聴取するため、埼玉県営水道長期ビジョン有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 長期ビジョンの見直しに関すること
- (2) その他、長期ビジョンの見直しのため公営企業管理者が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別紙の埼玉県営水道長期ビジョン有識者委員会委員名簿に示す学識経験者等で構成し、公営企業管理者が就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、平成24年3月30日までとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員の中から互選により、その職務を代理する者を定める。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその説明を聴くこと、又は関係者から資料の提出を求めることができるものとする。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、平成24年3月30日までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、水道企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月11日から施行する。

別紙

埼玉県営水道長期ビジョン有識者委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

牛窪 啓詞	(株)愛工舎製作所代表取締役社長
大瀧 雅寛	お茶の水女子大学 大学院人間文化創成科学研究科准教授
◎滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科教授
渡辺 収	さいたま市水道事業管理者

◎は委員長